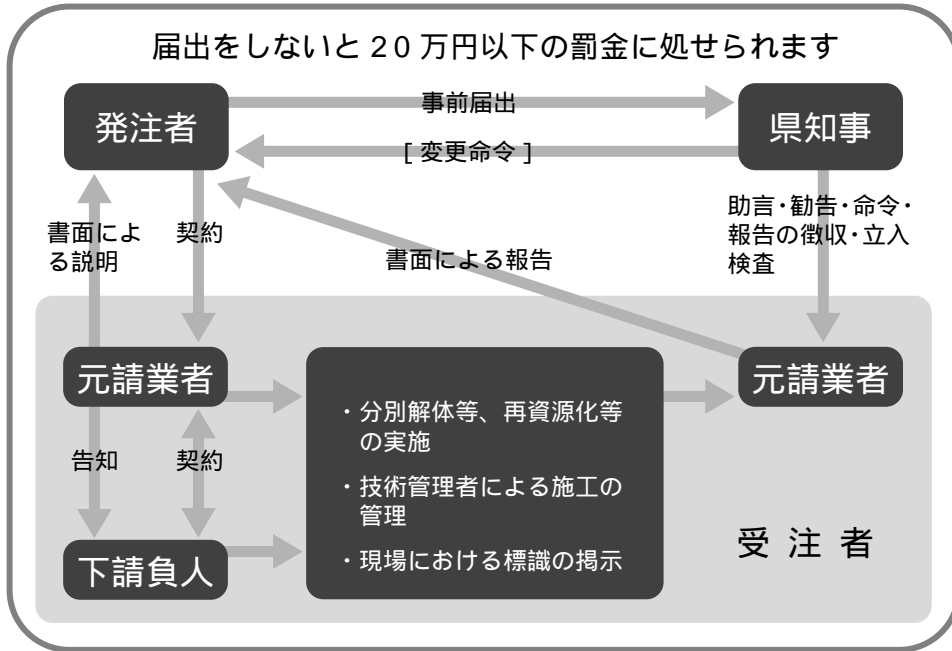


えっ？
罰金20万円?!

建設リサイクル法って知っていますか？

建物を壊すときは、事前に知事に届出が必要って知っていましたか？

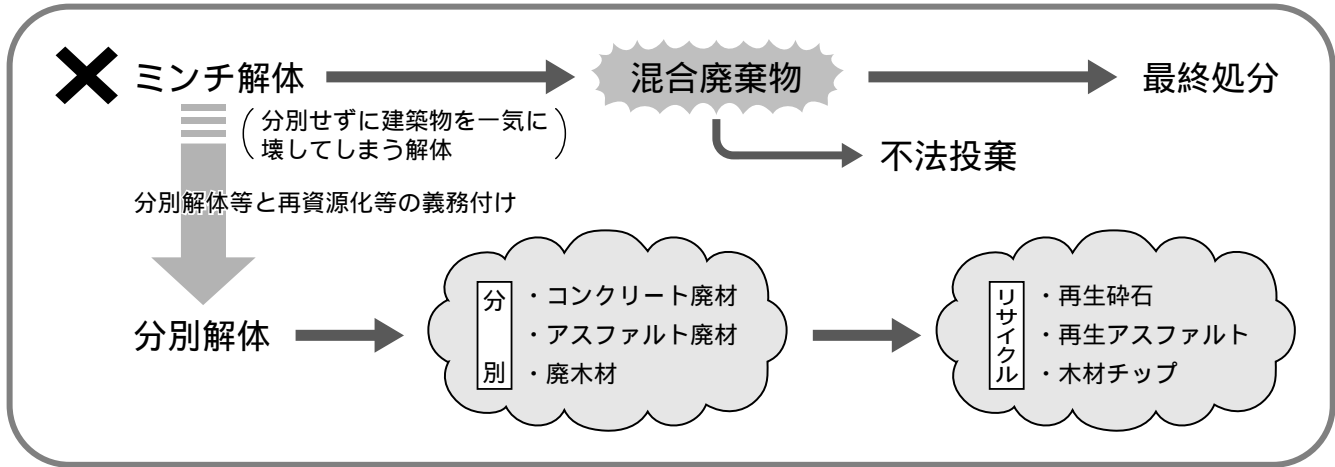
建物を建てるときに、建築申請が必要のように壊すときにも届出(= 知事へ)が必要です。



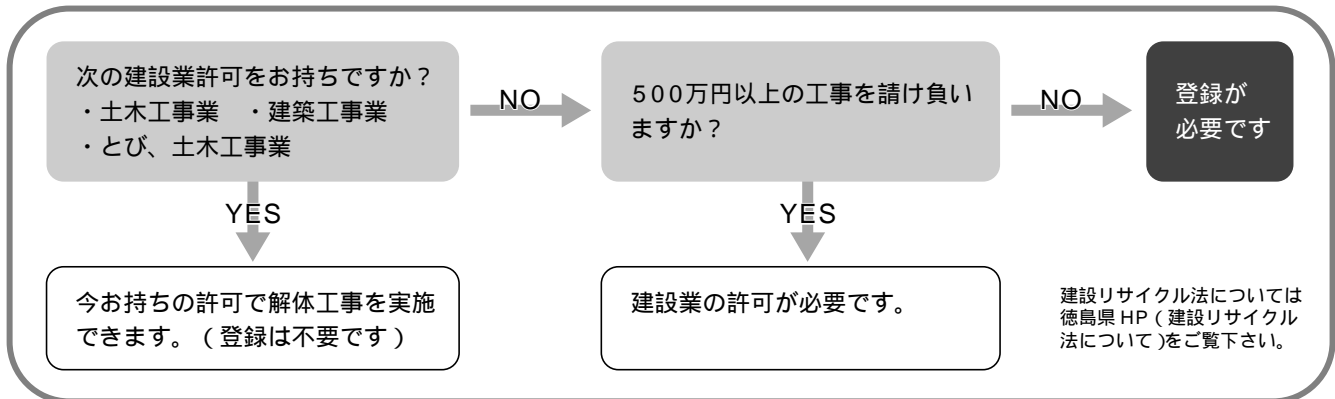
下表の規模以上の工事について、分別解体等及び再資源化等が義務付けされています。

工事の種類	規模の基準
建築物の解体	延べ床面積 80m ²
建築物の解体 新築・増築	延べ床面積 500m ²
建築物の修繕・ 模様替等(リフォーム)	工事金額 1億円
その他の工作物に関する工事(土木工事等)	工事金額 500万円

壊すときには分別解体をし、リサイクルしましょう。



解体工事の実施には建設業許可か解体工事業登録が必要です。



解体工事の事前届出先は
 南部総合県民局 県土整備部 阿南 建築指導担当
 ☎ 0884 - 24 - 4215

建設リサイクル法に関する相談は
 徳島県県土整備部建設管理課 技術・UD 担当
 ☎ 088 - 621 - 2622